

地域密着型特別養護老人ホーム桜 施設利用料金表

利用者負担第2段階（世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年額80万円以下の方）

	基本単価	栄養マネジメント強化加算	日常生活継続支援加算	夜勤職員配置加算	看護体制加算	認知症専門ケア加算	サービス利用に係る自己負担額 (左：1割／中：2割／右：3割)			30日（左：1割／中：2割／右：3割）			口腔衛生管理体制加算（Ⅰ） (左：1割／中：2割／右：3割)			褥瘡マネジメント加算（Ⅰ） (左：1割／中：2割／右：3割)			協力医療機関連携加算 (左：1割／中：2割／右：3割)			介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） 積算 (左：1割／中：2割／右：3割)			居 住 費		食 費		自己負担額（左：1割／中：2割／右：3割）			
		A)1日分	B)1日分	C)1日分	D)1日分	E)1日分	F)1日分	G合計(A+B+C+D+E+F)			H(G×30日分)			I)1ヶ月分			J)1ヶ月分			J)1ヶ月分			K(<H+I+J×1.14)			L)1日分	M(L×30日)	N)1日分	O(N×30日)	K+M+O		
要介護3	828	11	46	46	23	3		957	1,914	2,871	28,710	57,420	86,130	90	180	270	3	6	9	100	200	300	32,950	65,899	98,849	880	26,400	390	11,700	71,050	103,999	136,949
要介護4	901						1,030	2,060	3,090	30,900	61,800	92,700	35,447										70,893	106,339	73,547					108,993	144,439	
要介護5	971						1,100	2,200	3,300	33,000	66,000	99,000	37,841										75,681	113,521	75,941					113,781	151,621	

利用者負担第3段階①（世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年額80万円を超え120万円以下の方）

	基本単価	栄養マネジメント強化加算	日常生活継続支援加算	夜勤職員配置加算	看護体制加算	認知症専門ケア加算	サービス利用に係る自己負担額 (左：1割／中：2割／右：3割)			30日 (左：1割／中：2割／右：3割)			口腔衛生管理体制加算 (Ⅰ) (左：1割／中：2割／右：3割)			褥瘡マネジメント加算 (Ⅰ) (左：1割／中：2割／右：3割)			協力医療機関連携加算 (左：1割／中：2割／右：3割)			介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ) 積算 (左：1割／中：2割／右：3割)			居 住 費		食 費		自己負担額 (左：1割／中：2割／右：3割)			
		A)1日分	B)1日分	C)1日分	D)1日分	E)1日分	F)1日分	G合計(A+B+C+D+E+F)			H(G×30日分)			I)1ヶ月分			J)1ヶ月分			J)1ヶ月分			K(<H+I+J>*1.14)			L)1日分	M(L×30日)	N)1日分	O(N×30日)	K+M+O		
要介護3	828	11	46	46	23	3		957	1,914	2,871	28,710	57,420	86,130	90	180	270	3	6	9	100	200	300	32,950	65,899	98,849	1,370	41,100	650	19,500	93,550	126,499	159,449
要介護4	901							1,030	2,060	3,090	30,900	61,800	92,700										35,447	70,893	106,339					96,047	131,493	166,939
要介護5	971							1,100	2,200	3,300	33,000	66,000	99,000										37,841	75,681	113,521					98,441	136,281	174,121

利用者負担第3段階②（世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年額120万円を超える方）

	基本単価	栄養マネジメント強化加算	日常生活継続支援加算	夜勤職員配置加算	看護体制加算	認知症専門ケア加算	サービス利用に係る自己負担額 (左：1割／中：2割／右：3割)			30日（左：1割／中：2割／右：3割）			口腔衛生管理体制加算（Ⅰ） (左：1割／中：2割／右：3割)			褥瘡マネジメント加算（Ⅰ） (左：1割／中：2割／右：3割)			協力医療機関連携加算 (左：1割／中：2割／右：3割)			介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） 積算 (左：1割／中：2割／右：3割)			居 住 費		食 費		自己負担額（左：1割／中：2割／右：3割）			
		A)1日分	B)1日分	C)1日分	D)1日分	E)1日分	F)1日分	G合計(A+B+C+D+E+F)			H(G×30日分)			I)1ヶ月分			J)1ヶ月分			J)1ヶ月分			K(<H+I+J>*1.14)			L)1日分	M(L×30日)	N)1日分	O(N×30日)	K+M+O		
要介護3	753	11	46	46	23	3		882	1,764	2,646	26,460	52,920	79,380	90	180	270	3	6	9	100	200	300	30,385	60,769	91,154	1,370	41,100	1,360	40,800	112,285	142,669	173,054
要介護4	901							1,030	2,060	3,090	30,900	61,800	92,700										35,447	70,893	106,339					117,347	152,793	188,239
要介護5	971							1,100	2,200	3,300	33,000	66,000	99,000										37,841	75,681	113,521					119,741	157,581	195,421

利用者負担第4段階（市町村住民税世帯課税者の方）

	基本単価	栄養マネジメント強化加算	日常生活継続支援加算	夜勤職員配置加算	看護体制加算	認知症専門ケア加算	サービス利用に係る自己負担額 (左：1割／中：2割／右：3割)			30日 (左：1割／中：2割／右：3割)			口腔衛生管理体制加算 (Ⅰ) (左：1割／中：2割／右：3割)			褥瘡マネジメント加算 (Ⅰ) (左：1割／中：2割／右：3割)			協力医療機関連携加算 (左：1割／中：2割／右：3割)			介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ) 積算 (左：1割／中：2割／右：3割)			居 住 費		食 費		自己負担額 (左：1割／中：2割／右：3割)			
		A)1日分	B)1日分	C)1日分	D)1日分	E)1日分	F)1日分	G合計(A+B+C+D+E+F)			H(G×30日分)			I)1ヶ月分			J)1ヶ月分			J)1ヶ月分			K(<H+I+J>*1.14)			L)1日分	M(L×30日)	N)1日分	O(N×30日)	K+M+O		
要介護3	828	11	46	46	23	3		957	1,914	2,871	28,710	57,420	86,130	90	180	270	3	6	9	100	200	300	32,950	65,899	98,849	2,066	61,980	1,445	43,350	138,280	171,229	204,179
要介護4	901							1,030	2,060	3,090	30,900	61,800	92,700										35,447	70,893	106,339					140,777	176,223	211,669
要介護5	971							1,100	2,200	3,300	33,000	66,000	99,000										37,841	75,681	113,521					143,171	181,011	218,851

上記へ既に加算している項目

栄養マネジメント強化加算	11円／日	常勤の管理栄養士を配置し、栄養ケア計画を作成している場合に算定
看護体制加算（Ⅱ）イ	23円／日	常勤の看護職員を2名以上配置している場合に算定
日常生活継続支援加算	46円／日	・要介護度4若しくは要介護度5の割合が70%以上 ・認知症日常生活自立度〔Ⅲ〕以上の割合が65%以上 ・痰の吸引等が必要な方の割合が15%以上 ・介護福祉士を入所者の数が6又はその単数を増すごとに1以上配置
夜勤職員配置加算（Ⅱ）イ	46円／日	夜勤を行う介護職員・看護職員の数が、最低基準を1人以上上回っている場合算定
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	3円／日	認知症介護実践リーダー研修の終了者を2名以上配置
口腔衛生管理体制加算（Ⅰ）	90円／月	歯科医師等により介護職員に対する口腔ケアに関する技術的助言及び指導を年に2回以上行っている。
褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	3円／月	褥瘡ケア計画に基づき、入所者ごとに褥瘡管理を実施する。
協力医療機関連携加算	100円／月	協力医療機関との間で、病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催している。
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	算定単位数の14.0％／月	都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設が、入所者に対して、指定介護老人福祉施設サービスを行った場合算定

その他、該当される方については下記の加算を算定させていただいております。

初期加算	30円／日	新規入所又は医療機関へ30日以上入院し、再び入所した日から30日間算定
療養食加算	18円／日	厚生労働大臣の定める療養食を提供した場合算定（糖尿病食、減塩食など）
入院・外泊加算	246円／日	入居者が病院へ入院を要した場合及び居宅に外泊を認めた場合は、1月に6日を限度とし算定。（初日と最終日は含めず）